

令和6年度 新たな

エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金のご案内

新たなエネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金は、さまざまな物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援する給付金です。

支給対象と手続き

令和6年6月3日時点で、深川市に住民登録があり、

- ① **新たに**世帯員全員が令和6年度住民税が非課税の世帯
- ② **新たに**世帯員全員が令和6年度住民税均等割のみ課税世帯（非課税者を含む世帯も該当します）
- ③ ①または②の世帯で扶養されている18歳以下の児童

令和5年度の「エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金」

- 7万円（非課税世帯向け）
 - 10万円（均等割のみ課税世帯向け）
- いずれかが
対象となった世帯

今回
対象外です

※所得割が課されている親族に扶養されている方も対象外です

上記**対象とならなかった世帯**で、①または②に該当する世帯

申請書類が
届きます

①②に該当する児童のいる世帯

申請書類が
届きます

給付金の支給額

①及び②
1世帯あたり **10万円**

③
児童1人あたり **5万円**

! 申請期限は、令和6年10月31日（木）まで（当日消印有効）

お問い合わせ

深川市役所 社会福祉課福祉庶務係（8番窓口） ☎0164-26-2144

受付時間 8:45～17:15（土曜・日曜・祝日を除く）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください

給付金の支給手続き

令和6年度新たに住民税 均等割が非課税の世帯 または新たに住民税 均等割のみが課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、深川市役所社会福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた確認書等が届きます。
 - 中身を確認して、深川市役所社会福祉課に返送してください。
- 【確認事項】①記載された給付金の振り込み口座番号に誤りがないか
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



(2) 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、深川市役所社会福祉課に、郵送または直接ご提出ください。



(3) 加算対象となる児童の範囲

上記(1)(2)の給付対象世帯と基準日（令和6年6月3日）において、同一世帯となっている18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童。

【例外的に対象となる児童】

- (1)基準日以降に生まれた新生児（令和6年6月4日～令和6年10月31日）
- (2)対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童（申請が必要）

【例外的に対象とならない児童】

- (1)施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動の有無にかかわらず、原則として対象外

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入し、郵送または直接ご提出ください。（10万円と同じ口座に振り込みとなります）

【申請書配布先】深川市役所社会福祉課または市ホームページからダウンロードすることができます。

！ 申請期限は、令和6年10月31日（木）まで（当日消印有効）

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、深川市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。